

電気供給約款別紙（北海道電力ネットワーク株式会社管内）

実施要綱 北海道 のむシリカ電力 エネルギーお得スマートプラン

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

北海道

ただし、礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島は除きます。

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金＝基本料金単価×契約電力

※ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（北海道のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) お客さまが1年を通じてこの実施要綱の適用を希望されること。
- (b) ヒートポンプを利用した電気暖房機または電気給湯器を使用し、かつ、需要場所におけるすべての暖房設備および給湯設備に要する熱源を電気でまかなう需要（以下「電化給湯暖房需要」といいます。）であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

ハ) 契約電力

- (a) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力（託送約款等に定める接続供給電力の最大値をいい、以下同様とします。）と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- ① 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この実施要綱により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この実施要綱により新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この実施要綱によって受けた電気の供給とみなします。
- ② 需要場所における主開閉器の定格電流を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- ③ 需要場所における主開閉器の定格電流を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、需要場所における主開閉器の定格電流等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

- (b) 需要場所における主開閉器または負荷設備を変更される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

ニ) 時間帯区分

- (a) 日中時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、および12月31日の該当する時間を除きます。

(b)夜間・日祝時間

日中時間以外の時間をいいます。

ホ) 料金単価 (税込)

(a) 基本料金

基本料金	契約容量 1 キロワットにつき	1kW	481 円 34 銭
------	-----------------	-----	------------

(b) 電力量料金

① 日中時間

1 キロワット時につき	37 円 84 銭
-------------	-----------

② 夜間・日祝時間

1 キロワット時につき	29 円 15 銭
-------------	-----------

へ) 使用電力量の算定

料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが供給契約を終了させる場合で、特別の事情があるときは、終了日の前日を含む計量期間等の始期から終了日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

ト) 電化給湯暖房需要にかかわる取扱い

(a)暖房設備および給湯設備の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外しされる場合は、当社に申し出ていただきます。

(b)当社は、電化給湯暖房需要であることを確認させていただきます。この場合、当社は電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。

チ) その他

(a) 契約期間満了に先だって、原則としてこの実施要綱以外の他の契約種別に供給契約を変更することはできません。

(b) この実施要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの実施要綱を適用いたしません。

(c) 最大需要電力が50キロワット以上となる場合は、供給契約の変更についてすみやかに協議するものとし、協議が整うまでの間は、この実施要綱に準じて取り扱います。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和7年11月1日から実施いたします。